平成２７年第１回若狭町議会定例会会議録（第１号）

平成２７年３月４日若狭町議会第１回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

１．出席議員（１５名）

１番	渡　辺　英　朗　君	２番	島　津　秀　樹　君
３番	辻　岡　正　和　君	４番	坂　本　　　豊　君
５番	今　井　富　雄　君	６番	原　田　進　男　君
７番	北　原　武　道　君	８番	福　谷　　　洋　君
９番	武　田　敏　孝　君	１１番	清　水　利　一　君
１２番	藤　本　　　勲　君	１３番	大　塚　季　由　君
１４番	小　堀　信　昭　君	１５番	小　林　和　弘　君
１６番	松　本　孝　雄　君		

２．欠席議員

なし

３．欠　　員（1名）

４．職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	鳥　居　　充	書　　記	北清水　佳代

５．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	森　下　　裕	副　町　長	中　村　良　隆
教　育　長	玉　井　喜　廣	会計管理者	片　山　隆　司
総務課長	田　中　秀　明	政策推進課長	中　村　俊　幸
税務住民課長	北　野　美喜雄	環境安全課長	深　水　　滋
教育委員会 事務局長	蓮　本　直　樹	福祉課長	小　堀　勝　弘
上中病院 事務長心得	西　川　英　之	健康課総括補佐	松　村　和　浩
建設課長	谷　口　　壽	水道課長	小山田　勝　昭
産業課長	小　谷　治　和	パレア文化課長	森　川　克　己
観光交流課長	泉　原　　功	歴史文化課長	永　江　寿　夫

６．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　会期の決定について

日程第　３　報告第　１号　専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結・花

		回廊ゲートウェイ整備事業（縄文プラザ）総合観光案内所新築工事）
日程第　４	承認第　１号	専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度若狭町一般会計補正予算（第５号））
日程第　５	議案第　１号	平成２６年度若狭町一般会計補正予算（第６号）
日程第　６	議案第　２号	平成２６年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　７	議案第　３号	平成２６年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第　８	議案第　４号	平成２６年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第３号）
日程第　９	議案第　５号	平成２６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１０	議案第　６号	平成２６年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１１	議案第　７号	平成２６年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１２	議案第　８号	平成２６年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第３号）
日程第１３	議案第　９号	平成２６年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第４号）
日程第１４	議案第１０号	若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第１５	議案第１１号	若狭町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
日程第１６	議案第１２号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備等に関する条例について
日程第１７	議案第１３号	若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第１８	議案第１４号	若狭町立保育所条例の一部改正について
日程第１９	議案第１５号	若狭町児童館条例の一部改正について

日程第２０	議案第１６号	若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例及び若狭町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２１	議案第１７号	若狭町介護保険条例の一部改正について
日程第２２	議案第１８号	若狭町まちづくり計画の変更について
日程第２３	議案第１９号	小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について
日程第２４	議案第２０号	小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について
日程第２５	議案第２１号	平成２７年度若狭町一般会計予算
日程第２６	議案第２２号	平成２７年度若狭町国民健康保険特別会計予算
日程第２７	議案第２３号	平成２７年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
日程第２８	議案第２４号	平成２７年度若狭町直営診療所特別会計予算
日程第２９	議案第２５号	平成２７年度若狭町介護保険特別会計予算
日程第３０	議案第２６号	平成２７年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
日程第３１	議案第２７号	平成２７年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
日程第３２	議案第２８号	平成２７年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第３３	議案第２９号	平成２７年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
日程第３４	議案第３０号	平成２７年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
日程第３５	議案第３１号	平成２７年度若狭町営住宅等特別会計予算
日程第３６	議案第３２号	平成２７年度若狭町土地開発事業特別会計予算
日程第３７	議案第３３号	平成２７年度若狭町水道事業会計予算
日程第３８	議案第３４号	平成２７年度若狭町工業用水道事業会計予算
日程第３９	議案第３５号	平成２７年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算
日程第４０	議案第３６号	岬保育所の指定管理者の指定について
日程第４１	議案第３７号	若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について
日程第４２	議案第３８号	字の区域の変更について
日程第４３	議案第３９号	町道路線の認定について
日程第４４	議案第４０号	町道路線の変更について
日程第４５	議案第４１号	町道路線の廃止について
日程第４６	議案第４２号	財産の処分について

日程第４７　請願第　１号　米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願

日程第４８　請願第　２号　ＴＰＰ交渉に関する請願

日程第４９　請願第　３号　「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願

（午前　９時２９分　開会）

○議長（福谷　洋君）

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会の開会にあたりまして、議員各位には、御壮健にて御出席いただきましたことを心より御礼申し上げます。

さて、本日、招集されました平成２７年第１回若狭町議会定例会では、平成２６年度一般会計ほか各会計の補正予算及び平成２７年度各会計の当初予算並びに条例の制定や一部改正、請願等の重要な案件を御審議いただくものであります。

議員並びに理事者各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、慎重な御審議と円滑な議事運営に御協力賜りますことをお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月出納検査１１月分、１２月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、片山会計管理者、田中総務課長ほか各担当課長等の出席を求めております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は１５名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、平成２７年第１回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下　裕君）

皆さんおはようございます。

今年は、当初の暖冬予報に反しまして、新年に入り降雪があり、除雪活動を行う状況となりました。幸いにも影響は最小限でおさまり、安堵をいたしております。

先だって春一番が吹きました。もうすぐ三方五湖湖畔の梅の花も咲き、春を感じる季節となってまいります。待ち遠しい限りであります。

さて、本日、平成２７年第１回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、開会できますことを心から厚くお礼を申し上げます。

開会にあたり、私の町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

平成２６年度は、若狭町にとりまして町制施行１０周年という節目の年とも重なり、さまざまな記念事業等を開催するとともに、これまで本町が歩んできましたまちづくり

を振り返りながら、新たなまちづくりに向けて決意を新たにした年でもあります。

これまで、議員各位をはじめ、町民の皆様、関係機関等の皆様方の温かい御支援、御協力に支えられ、町政を推進してまいりました。

これからのまちづくりは、日々刻々と変化する国内外の社会経済情勢に、より的確・迅速に対応し、さまざまなことにチャレンジをする姿勢で臨みたいと考えております。

今後も、私の政策スローガンである「みんなで創るみんなのまち」を継続し、町の将来をしっかりと見据え、誠心誠意、町政の運営にあたる覚悟でございます。

さて、平成２７年度からは、安倍内閣が重点施策に掲げる地方創生への取り組みが全国１，７８８の自治体において一斉に動き出すことになります。

人口減少社会が到来する中、まさに「地方」の行く末が大きくクローズアップされる局面を迎えております。

政府は、昨年１２月に日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後５カ年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。

この中では、世界に類を見ないスピードで進行している「人口減少・超高齢化社会」の原因を、少子化と東京への一極集中の是正など、これらを掲げて進もうとしております。基本施策を結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げております。

併せて、地方創生を国と地方が一体となり、中長期的視野に立って取り組むため、全自治体に対して、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」と地域の実情に応じた今後５カ年間の施策の方向性を提示する「地方版総合戦略」の策定が義務づけられているところであります。

本町といたしましても、こうした国政の流れを注視しつつ、「ふるさと若狭町」の発展のため、本町の地域特性や可能性をしっかりと活かした地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

また、各集落及び各地区におきましても、「人口減少対策」をはじめ、集落運営の見直しや集落連携の強化を踏まえた「集落自治の推進」や「防災体制づくり」をテーマとした「第二次集落計画及び地区計画」を策定いただくことを考えております。そうした計画を若狭町の「地方版総合戦略」に組み入れたいと考えております。

さて、第３次安倍内閣は、３兆円を超える緊急経済対策を講じて、山積する諸課題に的確に対応していくと表明されております。今後は、地方の経済においても、アベノミ

クスによる所得の向上や雇用の拡大など、真に豊かさを実感できるよう、その効果が波及していくことを願うものでございます。本町においても、少子高齢化や人口減少は確実に進行しつつあり、今後の大きな課題として私は受けとめております。

そこで、人口減少対策といたしまして、平成２３年度に町内の事業所や中学、高校などの教育機関、福井県やハローワーク等の代表者からなる「若狭町次世代定住促進協議会」を設置いたしました。

全国に先駆けて、若狭町に住み続けてもらうための取り組みや若狭町への移住サポート、あるいは出会いの機会を提供する婚活支援によって「次世代の定住促進」を図ってまいりました。

このたびの地方創生の戦略では、若年層・壮年層を中心とした人口流出に歯止めをかけ、人口の流入促進を柱としておりますので、引き続き関係機関と連携し、若者の定住とＵターン、Ｉターンを推進し、人口減少の抑制を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、町内９８事業所が連携した「事業所ネットワーク」を活用し、学生などへのアプローチを強化するなど、若者が住みやすい風土や環境づくりの取り組みを進め、若狭町挙げて若者定住促進の機運を高めてまいります。

また、定住策の一環として、瓜割名水公園をはじめ、歴史、文化といった魅力的な地域の資源の多い天徳寺に、町有地を活用し、「若狭瓜割エコビレッジ推進事業」としてエコ住宅団地の整備に着手し、来春からの分譲を目指してまいります。

自然や地域資源を生かし、太陽光や小水力発電などの自然エネルギーを活用した環境に優しいモデルとなる住宅団地の造成工事を行ってまいります。

また、上瀬区の住宅団地につきましては、さらに分譲が進むようにＰＲを強力に進めてまいります。

また、町内には多くの空き家があります。これらは防犯・防災面から深刻な課題でありますが、これら空き家の活用が促進されるよう「空き家情報バンク」による空き家情報の集積と情報を発信するとともに財政的支援策も継続してまいります。

一方、人と人の結びつきが希薄な社会が進行していく中では、多様化する町民のニーズに的確に対応していかなければなりません。そのため、私は、住民と行政の「協働」によるまちづくりを強く進め、住民と行政の「絆」をしっかり結び、まちの基盤を築くことが極めて重要であると考えております。

昨年度、小学校を単位として設立されました「地域づくり協議会」は、これからの時代にふさわしい、高齢者や子供たちなどへのきめ細かい支援や防災に対応できる組織として、また、地域資源の活用や課題の解決に向けて総合的に協議し、対応できる組織と

して大変重要な役割があると考えております。

平成２７年度では、地域づくり協議会設立３年目を迎えますが、さらに基盤を強固にし、地域づくり活動を軌道に乗せるために、併せて、身近な環境整備をはじめ、地域の課題を住民自らが主体的に取り組める支援策として、「みんなでつくる地域づくり交付金」と「みんなでつくる原材料支給事業」を継続をいたします。それぞれの地域で地域の実情に合ったきめ細かい活動を実施いただくことを願っております。

しかしながら、本町の財政状況は、生産年齢人口の減少、法人町民税の税率の引き下げ等、根幹となる町税収入の伸びが期待できません。

また、併せまして、普通交付税につきましては、「合併算定替え」から「一本算定」への移行に伴う段階的な縮減が開始される時期を迎えたことと併せまして、原子力関係の交付金が未だに不透明な状況にあるなど、引き続き財政基盤の安定を念頭に置きながら慎重な財政運営が求められております。

こうした中、国は、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設し、このたび成立した平成２６年度補正予算には、「まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略」の先行的実施分として、全国枠で３，２７５億円が盛り込まれております。国の動向は、地方の経済状況、財政状況に大きく影響を及ぼすことから、今後とも注視していく必要があると認識をいたしております。

また、当町でかねてより大きなプロジェクトとして進んでまいりました県営河内川ダム整備と舞鶴若狭自動車道（三方パーキングエリア）スマートインターチェンジの整備があります。

県営河内川ダム整備につきましては、本当に長い年月を経過しましたが、昨年１０月１６日にはコンクリートの打設式が行われました。また、本年の秋には定礎式が行われる運びとお聞きをいたしております。

ダム周辺整備計画につきましては、国・県・地元とも協議を重ねておりますが、私は、ダム周辺には広葉樹の植栽を計画したいと考えております。ダムの水面と季節に応じた美しい木々のコントラストが周辺を彩ることを今、推測しているところであります。

このような植栽計画は、河内川ダム周辺にとどまらず、若狭町全体として取り組むことを計画していきたいと考えております。

それぞれ植栽された広葉樹が大きくなってまいりますと、山々の木々は、里、湖、海の美しさの源であり、現在、山林に植栽されておりますのは、昭和４０年代に植栽された杉が主なものであり、この適切な伐採時期が近づいております。そこで、杉にかわる新たな植栽を広葉樹として計画して、山の木々の樹種転換を図り、森林再生計画の一つ

として計画していきたいと考えております。河内川ダム周辺をその根源地として位置づけて整備し、環境宣言の町にふさわしい山辺から水辺まで、美しい自然環境に包まれた町を構築してまいりたいと考えております。

次に、もう一つの事業、三方パーキングエリアスマートインターチェンジの整備でありますが、昨年７月の舞鶴若狭自動車道「若狭さとうみハイウェイ」が全線開通により、多くのドライバーの方に御利用をいただいております。各観光スポットでの入込数の増加は、この自動車道の効果を顕著にあらわしているものであります。今後もますますの交流人口の増加、ひいては流入人口の増加に大きな効果が見られるものと期待をいたしております。

スマートインターチェンジの整備完成は、平成３０年３月を目標に進めさせていただいております。平成２７年度の当初予算案には用地の買収費用が盛り込まれており、中日本高速道路株式会社と連携を密にしながら事業を進めてまいりますので、御支援、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日開会をいたしました３月議会においては、平成２７年度一般会計をはじめ特別会計、企業会計予算、その他、２６年度の補正予算や条例関係など、併せて４２件の議案を提案させていただきます。

まず、町の平成２６年度の補正予算でありますが、国の補正予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、地方創生先行型を受けて、若狭町にも総額6，６３５万４，０００円の交付金の内示がございました。この交付金を活用した各種の事業を展開するため、補正予算を編成をさせていただきました。

主なものとしましては、町内の商工業者等で使用が可能な「消費喚起プレミアム商品券発行支援事業」をはじめ、町内旅館等の宿泊者に対し、町内の店舗等で使用が可能な「若狭おもてなしキャンペーン事業」や、子育て家庭の支援として、１８歳未満の子供がいる世帯に対し、プレミアム商品券が割引購入できる「子育て応援クーポン券発行事業」等を実施してまいります。これは、地域の消費喚起・生活支援を目的に取り組むものであります。また、平成２７年度に策定する「地方版総合戦略」を先行して取り組み、人口減少対策や次世代定住対策の戦略をいち早く策定してまいります。

少子化対策の観点からは、晩婚化や未婚化をできるだけ解消し、結婚の促進を図るため、「ふるさとウェディング応援事業」を実施をさせていただきます。

さらに、高齢化が進む中において、交通弱者の足となる公共交通を確保するため、自宅から目的地までの新たな移動手段として、「デマンド運行事業」に取り組み、きめ細かな交通ニーズの確保を図ってまいります。

デマンド運行につきましては、かねてから検討を重ねてまいりましたが、平成２６年度には「若狭町きめ細かな地域交通検討会議」を設置し、自宅付近から目的地まで送迎する「デマンド型交通」が新たな公共交通の体系として大変有効な手段であるとの報告をいただきました。そして、先月には、若狭町地域公共交通会議に諮り、「デマンド型交通」運行の御承認をいただいたところであります。こうした事業は、これから策定する「地方版総合戦略」にも盛り込んでまいりたいと考えており、平成２７年度予算と一体的な取り組みを行いたいと考えております。

次に、町の平成２７年度の予算規模でありますが、一般会計では、９９億５，３８６万円で、昨年当初予算と比較して１．８％の減となっております。

特別会計では、１１会計合わせて５５億５，５４８万円で、昨年当初予算との比較では７．６６％の増となっております。

また、企業会計では、３会計の歳出ベースで１１億４，７９６万円と昨年当初予算との比較では１．８６％の減となっております。

厳しい財政状況ではありますが、町の重点事業、将来計画の中で、必要とする事業を慎重に精査し、選択と集中に基づいて予算配分をさせていただきました。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

平成２７年度におきましても、「若狭町まちづくりプラン」の着実な実現に向けて各種の施策を展開してまいります。

まず、嶺南地域における広域行政の推進について申し上げます。

嶺南地域においては、原子力発電所の長期停止により、厳しい経済情勢が続くとともに、地域の将来を担う若者の流出や少子高齢化の進展など、自治体の運営は大変厳しい状況となっております。

このような中、住民サービスの向上を図り、住みやすい地域として安定して発展するためには、自治体の広域連携による行財政の効率化を進めることが求められております。

そこで、昨年４月に嶺南地域広域行政推進委員会を設立したところであります。これまで５回にわたり、首長会議をはじめ専門部会の開催は４０回に及ぶなど、広域連携のあり方や広域連携事業について検討してまいりました。その結果、嶺南地域における新たな広域連携の方策として、今後は広域連合の設立を目指してさらに検討を重ね、具体的に推進していくこととなりました。そのため、平成２７年度におきましては、事務局の体制を強化し、６市町職員で構成する広域連携推進室を設置するなど、検討をさらに進展させたいと考えております。

広域連合は、市町が行う事務の共同処理のほか、広域計画を策定して、嶺南地域を一

体的に捉えた施策を展開できるなど、多様な広域的行政課題に対応できる特徴を持っております。市町と広域連合が役割を分担し、連携することにより、財政効率化や行政サービスの向上に加え、嶺南地域の競争力が強化されることも期待しているところであります。

また、一般廃棄物処理、有害鳥獣処理、消防・危機管理、広域観光、福祉・雇用、公共交通などの広域連携事務につきましてもさらに検討を深めるとともに、人口減少対策や産業振興など、新たな視点も加えて広域連携について積極的に検討を進めてまいります。

また、琵琶湖若狭湾快速鉄道につきましては、高速道路と並び都市部と直結する交通インフラとして大きな起爆剤になることは間違いありません。

福井県及び嶺南各市町の積立金は継続されておりますし、当町では、「鉄道建設早期実現若狭町住民の会」とともに、実現に向けて前進していきたいと考えております。

次に、観光の振興についてでありますが、我が町の自慢である自然景観と歴史遺産及び豊富な食材を的確に情報発信することにより、各方面から誘客を促進し、交流人口の拡大を図ることができるよう地域経済の活性化と発展につなげていきたいと考えております。このためには、観光関係者だけでなく、農林水産業や商工業関係者並びに住民などの連携が重要であり、訪れる方々を温かい気持ちで「おかえりなさい」とお迎えし、若狭町を心のふるさととして、「何度も訪れたくなるまち」となるよう頑張ってまいる所存であります。

昨年７月２０日には、「若狭さとうみハイウェイ」が全線開通しました。町内の観光地におきましても約２割の入り込み数の増となっております。特に中京や嶺北を含めた北陸方面からの観光客増化が顕著となっております。今後は、三方五湖パーキングエリアで常設の飲食等ＰＲ施設の設置要望や範囲を広げた効果的な情報発信により、高速道路を利用した誘客をより一層促進してまいります。

また、来る３月１４日には北陸新幹線が金沢駅まで開通をいたします。首都圏でのアンケートでは、三方五湖が北陸新幹線で行きたい観光名所の１９位にランクされております。首都圏での出向宣伝の実施やＪＲが実施するキャンペーンと連動し、目的地としての若狭路をＰＲしてまいりたいと考えております。

近年、若狭町においても、国の大きな観光施策方針である海外からの観光客が増加しております。特に台湾や香港からの観光客が中心となっており、円安や渡航ビザ発給の緩和により、今後もますます増えていくものと思っております。このことから、従来からの教育旅行や団体客も含め個人旅行客を増やすため、当地のすぐれた世界遺産「和

食」食材や世界的な観光都市「京都」からの地の利を生かし、誘客に力を注いでいきたいと考えております。

３月２１日には、待ちに待ちました、三方湖畔、縄文プラザに道の駅「三方五湖」がオープンをいたします。メインとなる若狭町観光交流センターには、海、山の特産品を揃え、免税店機能を持つ直売所や若狭地域全体の総合観光案内所が設置されます。町内には、道の駅「若狭熊川宿」があり、今後はこの２つの道の駅を核とした情報発信やイベント等の開催により、さらなる誘客に取り組んでまいります。

また、世界的にも価値のある水月湖「年縞」を、「恐竜」と肩を並べる福井県の観光資源となるよう県の里山里海湖研究所や縄文博物館とも連携し、広く周知をしてまいります。

観光は、若狭町の「基幹産業」の認識のもと、関係者だけでなく住民総ぐるみで訪れた方をおもてなしをするとともに、若女将インターンシップでの提案等も参考にし、従来のやり方にとらわれない観光のあり方を探っていきたいと考えております。

次に、消防・防災についてでありますが、平成２５年度の台風１８号の爪痕こそ薄れてまいりましたが、その教訓は記憶に新しいところであります。

昨年中、当町におきましては、幸いにも大きな災害を受けることはありませんでした。しかし、全国的に見れば、広島のゲリラ豪雨や台風１０号など、過去最大と言われる気象条件が多く発生しております。当町におきましても早め早めの避難情報を発信する対策をとっているところであります。

住民避難等の対応につきましては、各集落、地域と連携するところが大きく、自主防災組織の設立を進め、より一層連携のとれた体制となるよう育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、原子力防災についてでありますが、昨年、初めてＵＰＺ圏内（３０㎞圏内）の地域を対象とした原子力防災訓練が実施され、当町におきましても野木地区で避難訓練を行いました。

また、地域防災計画の原子力災害対策編につきましても見直し、原子力災害時における住民避難計画も策定をいたしました。今後、住民への周知を図るとともに、防災訓練等の実施を通じて検証を行い、より実効性のある計画となるよう努めてまいります。

次に、廃棄物の処理についてでありますが、平成２６年度から小浜市に設置した「廃棄物処理広域化準備室」において、一般廃棄物処理広域化基本計画を策定しております。今後は、この基本計画に基づき、処理施設の基本構想を策定するとともに処理施設の建設用地を選定してまいります。

次に、集合住宅でございますが、昨年１１月に行政報告で報告し、承認をいただいておりますとおり、建築後３０年を過ぎております、あじさい団地の改修につきまして、上下水道の配管老朽化に伴う改修を２７年度と２８年度で計画してまいります。これは、快適な住まいを提供し、若狭町に長く住んでいただくための改修であり、人口減少問題の対応でもありますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、農業についてでありますが、国では、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることを目的に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を定めました。

この中で、特に「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境の整備、農地の集約化によるコストの低減、林業の成長産業化、水産日本の復活などを掲げております。若狭町でも各集落で検討いただき、町が作成した「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理事業と機構集積協力金交付事業による農地の集積・集約をさらに進め、規模拡大による低コスト化、強い米生産体制の確立を図ってまいります。

また、米生産だけに頼る農業からの脱却を目指し、ＪＡ若狭が新たに取り組む大型園芸施設リース事業での野菜の周年生産を支援してまいります。これは、若手生産者の中から意欲ある方を選出し、大型ハウスをリースして青ネギの周年作を行うもので、既に取り組んでいるトマトと白・青ネギを柱とする産地の確立と農業の新しい生産・販売体系と人材の育成を同時に図るものであります。

今月オープンの道の駅「三方五湖」と高槻市姉妹都市交流センター直売所のリニューアルオープンにより、各種野菜の需要が高まることから、野菜生産者とサポーターの育成を図ってまいります。

次に、かみなか農楽舎による就農研修事業につきましては、町内農業生産法人や認定農業者から、「共同経営者や後継者として来てもらいたい」との希望をたくさんいただいております。そのため、さらなる研修生の募集と研修内容の再構築、法人等とのマッチングに力を入れてまいりたいと考えております。

鳥獣による被害防止につきましては、町内では、シカ・イノシシ・猿を中心に２，５００頭以上が捕獲されております。嶺南地域有害鳥獣処理施設では、年間１万頭を超える処理量が見込まれております。今後も鳥獣の捕獲・侵入防止柵の整備につきまして力を入れてまいりたいと考えております。

林業につきましては、引き続き森林整備と木材の搬出利用に力を入れ、景観保全だけでなく木材利用の啓発も図っていくものであります。

水産業の振興につきましては、漁業の持つ多面的機能の発揮、漁村の伝統・食文化の

伝承、若手漁業者の就業の安定を目的に、老朽化した施設の改修に力を入れてまいります。また、内水面では、若狭町のすぐれた観光資源であります淡水魚等の保護を目的に、ブルーギルやブラックバス等外来魚対策を継続して取り組んでまいります。

若狭町最大の特産品である「福井うめ」は、集荷量につきましては１，２１５トンで平年並み、秀品率につきましては６７．６％と、過去最悪であった昨年と比較しますと大きく上回りました。しかしながら、全国的な豊作傾向による価格低迷により、精算単価も昨年を大きく下回っております。

このような状況の中、日本海側最大の産地として今後も保持・発展させていくために、昨年１０月に「若狭町梅振興ビジョン」を策定をいたしました。特に後継者対策につきましては、梅の「地域おこし協力隊」を導入し、若い力による産地の活性化につなげていきたいと考えております。生産対策や消費・販売促進対策につきましても、生産者、販売事業者、行政などが一体となり、「梅振興ビジョン」に基づいて推進してまいります。

食育・地産地消の推進につきましては、生産者や学校、行政等の関係者で組織する「若狭町食育連携会議」を中心に、若狭町らしい食資源を積極的に食生活に取り入れた、学校給食等により次世代を担う生徒、園児たちのふるさと意識の高揚を図っていきたいと考えております。

伝統野菜につきましても、県や関係機関と連携を図り、農薬や化学肥料を控えた昔ながらの農法により、さらなる振興と地域の活性化を推進してまいります。

商工振興につきましては、国の経済対策を活用したプレミアム率２０％のふるさと商品券を十分に活かすとともに、わかさ東商工会を中心に地元の消費拡大を促進してまいります。

続きまして、福祉に関してでありますが、平成２７年度におきましても、国、県のさまざまな補助事業を積極的に活用するとともに、地域住民のつながりの力を生かし、心豊かに安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、年々高齢化率が増加しており、これに比例して介護保険の要支援、要介護の認定者数も増加しております。しかしながら、元気な高齢者の皆さんにつきましては、これからも現在の健康な身体を維持していただくために、老人クラブ事業やサロン活動事業等を実施し、高齢者福祉事業の充実を図ってまいります。

また、これまで取り組んでまいりました、気がかりな方の見守り活動につきましても、民生委員、ほか福祉関係者や集落とさらに連携し、地域の活力を含めた見守り体制を継続していきたいと考えております。

障がい者福祉につきましては、全ての町民に対し、ノーマライゼーションの理念のもと、正しい知識の普及・啓発活動を促進いたします。障がい者の皆さんが安心して自立した生活が送れるように、就労支援等の課題に対応した広域的なサービスの提供に取り組んでまいります。

子育て支援対策につきましては、子育てのしやすい若狭町を目指し、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援を進めてまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減策としましては、「児童手当」や「子ども医療費助成」などを継続し、実施してまいります。また、「第３子以降の保育料無料化」など、「三人っこ応援プロジェクト」として多子世帯への子育て支援も継続をいたします。

保育所におきましては、保護者の皆様方からの御意見にも耳を傾け、子供の年齢や成長に応じ、「子どもの生きる力を育てる」ことを理念に掲げ、子育てを支援してまいります。

福祉における特別会計についてでありますが、非常に厳しい財政運営が続いておりますが、高騰する医療費を抑制するための取り組みを続け、保険加入者の健康維持に努めてまいります。

特に介護保険事業特別会計でありますが、平成２７年度から第６期介護保険事業計画の初年度となります。「こころをつなぎ、仲間とともに支え合う住民主体のしあわせなまちづくり」を基本理念とし、高齢者の方が住みなれた地域で安心し、また生きがいを持って暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携や地域での支え合い活動等、地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

次に、住民皆さんの健康についてであります。

少子高齢が年々加速し、団塊の世代が６５歳に到達した中、健康で長生きする若狭町を目指すため、住民一人一人の健康を守る活動を支える健康施策は非常に重要となってまいりました。

母子保健としましては、町の宝である子供たちが安全に生まれることを目的とした妊婦健診無料受診券の発行の継続をしてまいります。また、子供たちが心身ともに健やかに育つために、訪問や乳幼児健診、育児教室などの機会を通じて、保護者が我が子の姿を確かめ、成長発達に合った子育てを選択し、実行できるようきめ細やかに対応してまいります。

成人保健といたしましては、一人一人の生活の積み重ねが原因となる生活習慣病の発症や重症化等の予防に力を注いでまいります。健康診査を受けることで、自覚症状のない生活習慣病に気づき、自分の体のメンテナンスをできるように保健指導を丁寧に行い、

最終目的である心臓疾患や脳血管疾患、腎臓病の予防を目指して取り組んでまいります。また、がん検診の推進につきましても努めてまいります。

高齢者の予防接種におきましては、２６年度１０月から新たに肺炎球菌予防接種が追加され、３０年度までの経過措置として進めてまいります。

また、三方診療所の再開によります、地域医療の充実に向けた取り組みに加え、町内の各医療機関、小浜病院組合との連携を通じ、町全体の医療体制、保健衛生、福祉行政の発展を目指して活動していきたいと考えております。

次に、水道事業におきましては、本年度も「安心・安全な水道水の供給」と「快適な生活空間・水循環社会の創造」を目指して施策を進めてまいります。

新熊川浄水場の着手についてでありますが、大きなプロジェクトとなっておりますので、全体の経済動向・厳しい中での収支財源計画等から、その着手時期を今しばらく見合わせたいと考えております。

今後とも各種水道事業の適正な維持管理業務の持続と経費節減に努めるとともに、人口の減少、施設の老朽化等、将来を見据えた維持管理業務の広域化や施設統合化の検討を進めてまいります。

次に、教育関係でありますが、本町の教育行政を推進するにあたりまして、次の基本的な考え方に基づきまして事業を進めてまいります。

第１は、子供たちが大人になり、自立した生き方ができるように「生活習慣の改善」と「学校教育の質の向上」を学校現場や家庭、地域と連携して進めてまいります。

第２は、子供から高齢者まで、住民が主体的に気軽に学べる機会や場所を提供し、社会的交流を一層促進させることと、一人一人が「生涯学習」「生涯スポーツ」に取り組み、健やかで潤いのある暮らしを推進してまいります。社会が複雑化し、価値観も多様化する中では、人づくりである教育の役割はますます高まり、時代の変化に柔軟に対応できる人材を育成することが求められてまいります。子供たちには、将来、自立して生きていくために必要な学力やコミュニケーション能力などを身につけ、ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人材に成長するように進めてまいります。

国では、昨年６月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。この法律の主な目的は、私と教育委員会との連携強化を図るための教育制度改革を目指すものであります。今議会の条例改正にも御提案をさせていただいております。

また、今年１月、文部科学省より、「公立小中学校の適正規模等に関する手引きの策定」につきまして公表がなされました。この内容は、児童生徒が減少していく背景の中、

適正規模の学校づくりを目指すものであります。若狭町でも、子供の教育環境を見据え、地域の皆様と意見を交わしながら学校の将来計画について検討してまいりたいと考えております。

小中学校におきましては、児童生徒にひとしく教育を受けさせ、社会で自立していく力をつけていく必要があります。

なお、支援の必要な児童生徒に対しましては、学習支援員の適正配置と有効活用を行い、教育の充実を図る必要があると考えております。

全ての子供たちの持つ可能性の芽を伸ばし、お互いが認め合い、助け合う心を養い、将来、ふるさとへ帰って活躍してくれる人材の育成に力を注いでまいります。

また、児童・生徒の健康とより良い食育環境を確保するために、学校給食へ地場産食材を使った和食や郷土料理の導入を推進してまいります。

一方、社会教育につきましては、関係団体や機関等との連携を深め、町民のさまざまなニーズに対応できるよう推進体制の充実を図ってまいります。特に本年度は、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりにより一層努めてまいるとともに、平成３０年に開催される福井国体に向けて、競技スポーツの能力向上とスポーツ活動の活性化を図るため、若狭さとうみパークを会場として、夏休みにラジオ体操の誘致を行うとともに、「グラウンドゴルフ」や「ゲートボール」の大規模な大会を開催したいと考えております。

また、地区公民館につきましては、三十三地区におきまして、旧南部保育所跡地を利用し、三十三地区公民館の建設を計画しており、さらなる地域づくりや人づくりに取り組んでまいります。

続いて、歴史・文化関係でございますが、国の地域創生のもと、各市町村の歴史、文化、自然遺産を、観光をはじめとする多様な活性化を図る地域資源として捉えられております。

また、文化庁では、東京オリンピックに向けたクールジャパンの発信として日本遺産の取り組みを始めました。我が町も申請の資格を有しており、現在、福井県とともに内容の検討をしているところであります。

このような中、我が若狭町では、水月湖の年縞や熊川の町並み、古墳群と出土品資料、また、伝統文化などの歴史文化遺産や自然遺産などが、日本の、アジアの、さらには世界のブランドとして潜在性の高い地域資源であると考えております。

熊川の町並みにつきましては、舞鶴若狭自動車道の全線開通により、保存から活用について、地元と協力しながら、さらなる誘客を展開してまいりたいと考えております。

さらには、我が国を代表する古墳群、あるいは住民の皆様の集落活動に欠かせない伝

統文化につきましても、我が町に不可欠な文化資産として、その保存と活用、継承を進めてまいりたいと考えております。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてでありますが、健康・福祉・芸術・文化の総合的な施設として、平成１８年４月にオープンしたパレア若狭も平成２７年度で１０周年を迎えます。オープン以来「文化の薫り高いまちづくり」を目標に掲げ、町民の皆様に親しまれるような魅力ある事業を企画し、実施してまいりました。この１０年の歩みを振り返り、１０周年にふさわしい事業を展開してまいります。これからも「福祉と文化」の拠点として、町民の皆様に親しまれるパレア若狭を目指してまいります。

次に、上中病院についてでありますが、昨年４月から常勤医師が２名となり、引き続き医師の確保に努めておりますが、大変難しい状況であります。

このような中、平成２６年度は、「包括的地域医療体制検討委員会」を立ち上げ、上中病院の今後の体制を中心に検討を重ねてまいりました。その結果、町民の皆様に、今後とも安心・安全な医療を提供し続けていくためには、事業体制の見直しが必要と判断し、平成２８年４月から１９床の有床診療所にする方向で、現在、準備を進めております。診療所となった後も、健全な運営に努めながら在宅医療やリハビリ部門を充実させるなど、町民の皆様が安心して暮らせるための体制を作るために、平成２７年度も引き続き検討を重ねてまいりますので、御理解と御協力をお願いするものであります。

現在、地方自治体は、若狭町に限らず厳しい財政状況に置かれ、創意と工夫を持って運営していくことが不可欠であります。特に公共施設、道路、上下水道管など、あらゆる施設の老朽化が進んできております。人口減少等により、今後の公共施設等の利用需用も変化しております。

そのような中、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であります。施設の老朽化は全国的な問題であります。国からも平成２８年度までに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がきております。そのようなことから、公共施設等総合管理計画の作成を平成２７年度に着手する予定であります。これらのことは、先に述べさせていただいた、国の政策を受けての「地方版総合戦略」の策定体制の中で、行政改革の分野として、しっかりと議論・検討していく考えを持っております。

平成２７年度も地方を取り巻く情勢の厳しさは変わらないものでありますが、「地方創生」の指針のもと、活力、活気のある若狭町を持続して、将来につながるアクションを起こしていきたいと考えております。

今後も窓口業務をはじめ、職員一同、明るく元気で笑顔一杯の親切丁寧な対応を心がけ、気軽に役場へ足を運んでいただき、住民の方々と一体となって「若狭町」を創り上げていく所存でございます。

以上、平成２７年度の町政運営にあたりまして、施政方針並びにその取り組みについて申し上げました。私は、町民の皆様が自ら参画いただき、安心できる「みんなで創るみんなのまち」を目指し、「次世代の定住促進」と「住民自治の推進」を柱に若狭町のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様各位におかれましては、また、町民の皆様におかれましても、今後ともさらなる御理解と御協力を賜りますようにお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。御清聴ありがとうございました。

～日程第１　会議録署名議員の指名について～

○議長（福谷　洋君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、９番、武田敏孝君、１１番、清水利一君を指名します。

～日程第２　会期の決定について～

○議長（福谷　洋君）

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日３月４日から３月２４日までの２１日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から３月２４日までの２１日間に決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前１０時５４分　休憩）

（午前１１時００分　再開）

○議長（福谷　洋君）

再開いたします。

～日程第３　報告第１号～

○議長（福谷　洋君）

日程第３、報告第１号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結　花回廊ゲートウェイ整備事業（縄文プラザ）総合観光案内所新築工事）」を議題とします。

報告を求めます。森下町長。

○町長（森下　裕君）

ただいま上程されました報告第１号「専決処分の報告について」ですが、本件につきましては、先の議会でお認めをいただきました「花回廊ゲートウェイ整備事業総合観光案内所新築工事」の工事請負契約につきまして、契約額の変更が生じました。変更内容が議会の権限中、町長の専決事項に指定された範囲でありますので、１月２２日付をもって専決処分させていただきましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告申し上げるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福谷　洋君）

報告が終わりました。

～日程第４　承認第１号～

○議長（福谷　洋君）

次に、日程第４、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度若狭町一般会計補正予算（第５号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下　裕君）

ただいま上程されました承認第１号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成２６年度一般会計補正予算（第５号）の専決処分であります。

既定の歳入歳出予算に３,５００万円を追加し、１１０億５,３５０万４,０００円とするものであります。

内容といたしましては、１月当初からの降雪により、除雪経費が不足する事態となったことから、業務の性格上緊急を要しましたので、１月９日付で地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分させていただきました。つきましては、同条第３項の規定に従い、報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

専決させていただきました事由等を御理解いただき、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（福谷　洋君）

　提案理由の説明が終わりました。

　これより、質疑を行います。

　質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

　質疑なしと認め、質疑を終わります。

　これより、討論を行います。

　討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

　討論なしと認め、討論を終わります。

　これより、採決します。

　承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度若狭町一般会計補正予算（第５号））」は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷　洋君）

　起立全員です。したがって、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度若狭町一般会計補正予算（第５号））」は、原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第５　議案第１号から日程第１３　議案第９号～

○議長（福谷　洋君）

　次に、日程第５、議案第１号「平成２６年度若狭町一般会計補正予算（第６号）」から日程第１３、議案第９号「平成２６年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第４号）」までの９議案を一括議題とします。

　提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下　裕君）

　それでは、ただいま一括上程をされました９議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

　議案第１号から議案第９号までの９議案につきましては、平成２６年度の一般会計及び各会計の補正予算でありまして、主には、事務事業の精算に伴うものと国の地方創生の補正予算に係る交付金事業によるものであります。

まず、議案第１号「平成２６年度若狭町一般会計補正予算（第６号）」でありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ１億４，３４５万円を減額し、予算総額を１０９億１，００５万４，０００円とするものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、施設管理事業で５００万円の増額、農業委員選挙で４４１万５，０００円の減額、また、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金関係につきましては、人口ビジョン・総合戦略策定事業に７０８万７，０００円、デマンド運行事業に２，４４０万円、若狭おもてなしキャンペーン事業に６００万円、消費喚起プレミアム商品券発行事業に１，８４４万円などで、このほか、各種事務事業の精算により総務費全体では６，９８５万円の増額となりました。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業で３，２３０万４，０００円の減額、障害者介護給付費事業で１，９７３万１，０００円の減額などで、このほか、各種事務事業の精算により民生費全体では４，７６８万１，０００円の減額となりました。

衛生費では、小浜病院組合負担金が２，４８２万４，０００円の増額、美浜・三方環境衛生組合負担金、直営診療所特別会計繰出金事業の減額や各種事務事業の精算により衛生費全体では１，２３５万５，０００円の増額となりました。

農林水産業費では、農道保全対策事業で１，１５０万円の増額、若狭梅街道線修繕事業で６５３万７，０００円の減額など、各種事務事業の精算により農林水産業費全体では５８６万５，０００円の増額となりました。

商工費では、各種事務事業の精算により全体で８５８万６，０００円の増額となりました。

土木費では、観光まちなみ魅力アップ事業で１億４，１６９万円の減額、道路改築事業で６，７０１万８，０００円の減額、三方ＰＡスマートＩＣ整備事業で４，５９０万４，０００円の増額となりました。このほか、各種事務事業の精算により全体で１億７，４６５万円の減額となりました。

教育費では、熊川保存整備事業での減額や各種事務事業の精算により全体で７９５万５，０００円の減額となりました。

災害復旧費では、林道施設災害復旧費で１，１０３万９，０００円の減額となりました。

また、公債費では、１２１万９，０００円を計上させていただいております。

歳入についてでありますが、町税で８４２万円、地方譲与税で７００万円等を増額いたしましたが、地方交付税５，０２３万１，０００円、地方消費税交付金３，７００万円等の減額、また、国庫支出金など、実績に伴い減額させていただくとともに、町債でも事業費の精算などにより２，８００万円減額いたしました。

次に、議案第２号「平成２６年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」でありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ１，７２８万６，０００円を追加し、予算総額を１９億５，１４９万８，０００円とするものであります。

歳出の主なものは、退職被保険者等高額療養費で４８０万５，０００円、直営診療所施設勘定繰出金で１，６６７万１，０００円などで、ほか精算に伴うものであります。

次に、議案第３号「平成２６年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」でありますが、既定の歳入歳出予算にそれぞれ５４５万９，０００円を減額し、予算総額を１億６，８２０万１，０００円とするものであります。広域連合への納付金の減額であります。

次に、議案第４号「平成２６年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第３号）」でありますが、既定の歳入歳出予算からそれぞれ９６９万１，０００円を減額し、予算総額を８，７４５万６，０００円とするものであります。

次に、議案第５号「平成２６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第３号）」でありますが、既定の予算額に変更はありませんが、歳出項目の調整を行ったための補正であります。

次に、議案第６号「平成２６年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）」でありますが、既定の予算額に変更はありませんが、歳出項目の調整を行ったための補正であります。

次に、議案第７号「平成２６年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）」でありますが、既定の歳入歳出予算からそれぞれ３６２万２，０００円を追加し、予算総額を５億５，８９８万５，０００円とするものであります。これは、施設管理費の修繕費等に伴うもので、収入は事業負担金等で収支の均衡を図りました。

次に、議案第８号「平成２６年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第３号）」でありますが、既定の歳入歳出予算から事業精算によりそれぞれ１５１万円を減額し、予算総額を１億１，６１９万円とするものであります。

次に、議案第９号「平成２６年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第４号）」でありますが、国保会計繰入金の増額による補正であります。

以上、一括上程されました９議案につきまして説明申し上げましたが、十分御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（福谷　洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の９議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております９議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております９議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第１４　議案第１０号から日程第２２　議案第１８号～

○議長（福谷　洋君）

次に、日程第１４、議案第１０号「若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」から日程第２２、議案第１８号「若狭町まちづくり計画の変更について」までの９議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下　裕君）

ただいま一括上程されました議案第１０号から議案第１８号までの９議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１０号「若狭町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」、議案第１１号「若狭町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」、議案第１２号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備等に関する条例について」の３議案でありますが、これらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の制定及び関係条例の整備が必要となりますので、この案を提出させていただきます。

次に、議案第１３号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」でありますが、本案は、人事院規則の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるためにこの案を提出するものであります。

次に、議案第１４号「若狭町立保育所条例の一部改正について」でありますが、こど

も・子育て支援法の施行に伴い、へき地保育所が家庭的保育事業等施設に移行することによる当該施設の定義と町立保育所の使用料の徴収根拠を定める必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第１５号「若狭町児童館条例の一部改正について」でありますが、三方児童館老朽化のため、撤去することに伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第１６号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例及び若狭町父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障がい者等の地域生活を支援するための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第１７号「若狭町介護保険条例の一部改正について」でありますが、介護保険料の見直しに伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第１８号「若狭町まちづくり計画の変更について」でありますが、本案は、市町村の合併の特例に関する法律第５条第８項の規定により、まちづくり計画の期間を延長し、継続が必要な重点施策を進め、地域の発展と住民福祉の向上を図る必要がありますので、この案を提出するものであります。

以上、一括上程をされました９議案につきまして説明申し上げましたが、十分御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（福谷　洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の９議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております９議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております９議案については、議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第２３　議案第１９号及び日程第２４　議案第２０号～

○議長（福谷　洋君）

次に、日程第２３、議案第１９号「小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」及び日程第２４、議案第２０号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」の２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下　裕君）

ただいま上程をされました議案第１９号から議案第２０号までの議案について提案理由の説明を申し上げます。

議案第１９号「小浜市と若狭町との廃棄物（可燃物）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」でありますが、これは、現行の規約では、可燃物の廃棄物処理期間が平成２７年３月３１日をもって終了いたしますので、この期限を平成３７年３月３１日までの間、延長させていただくものであります。

次に、議案第２０号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」でありますが、これは、現行の規約では、し尿の廃棄物処理間が平成２７年３月３１日をもって終了いたしますので、この期限を平成３２年３月３１日までの間、延長させていただくものであります。

以上、一括上程されました２議案につきまして説明申し上げましたが、十分御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（福谷　洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております２議案については、会議規則第３８条第１項の規定に

より、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（福谷　洋君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております２議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第２５　議案第２１号及び日程第３９　議案第３５号～

〇議長（福谷　洋君）

次に、日程第２５、議案第２１号「平成２７年度若狭町一般会計予算」から日程第３９、議案第３５号「平成２７年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」までの１５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

〇町長（森下　裕君）

ただいま一括上程されました議案第２１号から議案第３５号までの平成２７年度の一般会計及び各会計の予算につきまして説明を申し上げます。

まず、議案第２１号「平成２７年度若狭町一般会計予算」について説明をいたします。

歳入歳出予算の総額を９９億５，３８６万円と定めました。前年度と比較いたしますと１億８，２６６万２，０００円の減少で、率では１．８％の減少となっております。

それでは、予算内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入についてですが、町税の総額は１７億４，３１８万６，０００円で、前年度とほぼ横ばいとなっております。地方交付税につきましては、４０億２，３００万円と前年度に比べ２．４％の減少、国庫支出金は６億６，２４３万３，０００円と２１．３％の減少、県支出金は１２億６，５１７万９，０００円と２１．１％の増加、繰入金は４億５，８０４万５，０００円で２９．４％の減少、町債は７億３，０７０万円と２２．３％の増加となっています。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

総務費では、１５億３，１１７万５，０００円となり、前年度に比べ１３．５％の増加となっております。これらにつきましては、若狭瓜割エコビレッジの推進事業、地域資源活用推進人材育成事業、施設管理事業等の増加によるものであります。

民生費では、２３億４１２万９，０００円となり、給付事業等の減少により２．４％の減少となっております。

衛生費では、１１億４，８６０万８，０００円となり、清掃総務費の負担金の増額や公

立小浜病院組合負担金の増額で７．４％の増加となりました。

農林水産業費では、１１億2，０２６万7，０００円となり、園芸産地総合支援事業や多面的機能支払交付金事業の実施により１２．７％の増加となっております。

商工費では、2億4，７１０万9，０００円で３０％の減少となっております。

土木費では、9億3，８６０万1，０００円で、国庫補助事業費の減少等により２８％の減少となっております。

消防費では、3億8，５０８万5，０００円で、各消防組合への負担金の減少により４．６％の減少となりました。

教育費では、7億5，８２８万2，０００円で０．６％の減少となっております。

町の借金を返済する公債費では、１３億8，６３２万1，０００円となり、２．６％の増となっております。

平成２７年度末の一般会計における地方債残高は１２３億1，３７６万3，０００円となる見込みであります。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第２２号「平成２７年度若狭町国民健康保険特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を２０億5，０７０万3，０００円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で１２億9，６５８万3，０００円、後期高齢者支援金等で2億1，２７９万6，０００円、共同事業拠出金で3億9，６１０万9，０００円を計上しております。

財源となる歳入では、国民健康保険税で3億7，７６８万9，０００円、国庫支出金で3億4，２６３万8，０００円、前期高齢者交付金で5億5，５３３万2，０００円、共同事業交付金で3億8，２１９万円、一般会計からの繰入金1億6，１２２万3，０００円などで収支の均衡を図りました。

次に、議案第２３号「平成２７年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を1億6，４２５万9，０００円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億6，２６６万1，０００円及び保険料徴収に係る費用で、これらの財源として、保険料1億1，７５９万9，０００円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第２４号「平成２７年度若狭町直営診療所特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を８，４９４万円とするものであります。三方診療所分で８，１８２万円、巡回診療所分で３１２万円を計上しております。医業費等の歳出に対し、歳入で診療収入や一般会計の繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第２５号「平成２７年度若狭町介護保険特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を１８億5，６３９万4，０００円とするものであります。平成２７年度におきましても、特定高齢者に対し、介護予防事業への参加呼びかけ、健康状態が改善した人に対する継続的支援、効果的・包括的な取り組みなどを積極的に推進してまいります。このような状況を踏まえ、介護保険事業勘定に１８億2，６２６万3，０００円、介護サービス事業勘定に3，０１３万1，０００円を計上して、地域の実情に合った質の高いサービスの提供に努めたいと考えております。

次に、議案第２６号「平成２７年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を１億5，６１９万4，０００円とするものであります。

歳出では、町内１４カ所の簡易水道施設の維持管理費に6，４６３万１，０００円を計上しております。

歳入では、使用料１億3，２３５万１，０００円、一般会計繰入金１，７５２万7，０００円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第２７号「平成２７年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を２１２万5，０００円とするものであります。農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に１５０万円を計上し、財源に賦課金等を充当するものであります。

次に、議案第２８号「平成２７年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を3億9，７６４万4，０００円とするものであります。

歳出では、町内9カ所の処理施設の維持管理費に１億2，８４６万2，０００円等を計上して、施設の適切な運営に努めたいと考えております。

これらの財源として、使用料１億2，７９４万１，０００円及び一般会計繰入金2億4，３６８万6，０００円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第２９号「平成２７年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を3，６７０万9，０００円とするものであります。

歳出では、町内4カ所の処理施設の維持管理費に１，９０１万3，０００円を計上しております。

歳入では、使用料１，８５７万9，０００円及び一般会計繰入金１，７６９万4，０００円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第３０号「平成２７年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を5億4，６３１万１，０００円とするものであります。

歳出では、町内4カ所の処理施設の維持管理費に１億1，３１５万8，０００円等を計

上しております。

これらの財源として、使用料１億２，４８０万１，０００円及び一般会計繰入金３億９，０３９万８，０００円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第３１号「平成２７年度若狭町営住宅等特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を１億１，６７９万３，０００円とするものであります。

本会計は、町内の集合住宅、町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に８，９６２万８，０００円、公債費に２，６９６万５，０００円などを計上しております。

これらの財源として、使用料９，０１９万９，０００円、基金繰入金１，４３０万８，０００円、一般会計繰入金１，２２５万２，０００円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第３２号「平成２７年度若狭町土地開発事業特別会計予算」でありますが、歳入歳出予算の総額を１億４，３４１万５，０００円とするものであります。

歳出では、天徳寺住宅団地造成費で８，５２５万円を計上し、歳入では、住宅用地造成事業債６，５２０万円のほか、一般会計繰入金、繰越金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第３３号「平成２７年度若狭町水道事業会計予算」でありますが、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ１億７，０８４万２，０００円とし、資本的収入の予定額を３，４８２万９，０００円、資本的支出の予定額を１億１，７７２万７，０００円とするものであります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものであります。また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水設備改良費で、配水管布設替工事費に３，５８０万５，０００円を計上したほか、配水施設拡張費として県営河内川ダム建設費に係る負担金３，３３５万７，０００円を計上しました。この財源には、国・県補助金２，７７９万６，０００円及び一般会計出資金５５６万１，０００円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

議案第３４号「平成２７年度若狭町工業用水道事業会計予算」でありますが、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ４，８１４万３，０００円とし、資本的収入の予定額を２，２５７万２，０００円、資本的支出の予定額を２，６５６万８，０００円とするものであります。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業７社に工業用水を供給するもので、各企

業への安定供給に向け、供給施設の維持管理に努める予算となっております。財源には、給水収益の３，２２８万４，０００円をはじめ、県営河内川ダム建設に係る国、県からの補助金などを計上しております。

議案第３５号「平成２７年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計予算」でありますが、収益的収入の予定額を７億５７５万４，０００円、収益的支出の予定額を７億３，０９２万６，０００円、資本的収入の予定額を１８２万５，０００円、資本的支出の予定額を５，３７６万１，０００円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取崩、建設改良積立金取崩で補てんするものであります。地域医療を取り巻く環境は大変厳しい状況となっていますが、引き続き努力してまいる所存でございます。

以上、一括上程されました１５議案につきまして説明を申し上げましたが、十分御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようにお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福谷　洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の１５議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております１５議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております１５議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第４０　議案第３６号及び日程第４１　議案第３７号～

○議長（福谷　洋君）

次に、日程第４０、議案第３６号「岬保育所の指定管理者の指定について」及び日程第４１、議案第３７号「若狭町若狭テクノパークの指定管理者の指定について」の２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下　裕君）

ただいま一括上程をされました議案第３６号と議案第３７号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第３６号「岬保育所の指定管理者の指定について」でありますが、これは、地方自治法第２４４条の２第６項及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、この案を提出させていただくものであります。

議案内容について申し上げます。

公の施設の名称、岬保育所

位置、若狭町小川第１２号１番地

指定管理者、名称、社会福祉法人西田福祉会、代表者、理事長、深川　昇、住所、若狭町田井第２４号２番地２

指定の期間、平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までであります。

次に、議案第３７号「若狭町テクノパークの指定管理者の指定について」でありますが、これは、地方自治法第２４４条の２第６項及び若狭町の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定により、この案を提出させていただくものであります。

議案内容について申し上げます。

公の施設、名称、若狭町若狭テクノパーク

位置、若狭町若狭テクノバレー第２号１の７番地

指定管理者、名称、公益社団法人若狭町シルバー人材センター、代表者、理事長、倉谷典彦、住所、若狭町中央第１号１番地

指定の期間、平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までであります。

上程されました議案を十分御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福谷　洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の２議案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております２議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり教育厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷　洋君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております２議案については、議案付託表のとおり教育厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第４２　議案第３８及び日程第４６　議案第４２号～

○議長（福谷　洋君）

次に、日程第４２、議案第３８号「字の区域の変更について」から日程第４６、議案第４２号「財産の処分について」の５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下　裕君）

ただいま一括上程されました議案第３８号から議案第４２号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第３８号「字の区域の変更について」でありますが、これは、地方自治法第２６０条第１項の規定により、字の区域を変更するもので、上瀬住宅整備が完了し、行政区が上瀬に決定しましたことから、団地内の字区域を変更するために提出するものであります。

次に、議案第３９号「町道路線の認定について」でありますが、本案は、新たに５路線を町道としたいので、道路法第８条第２項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第４０号「町道路線の変更について」でありますが、１０路線の町道を変更したいので、道路法第１０条第３項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第４１号「町道路線の廃止について」でありますが、１路線の町道を廃止したいので、道路法第１０条第３項により、この案を提出するものであります。

次に、議案第４２号「財産処分について」でありますが、地方自治法第９６条第１項第６号により、本町が所有する財産の一部を処分し、地縁団体に移管するため提出するものであります。

財産は、上中農村婦人の家の用地で、井ノ口区に移管するものであります。

以上、一括上程されました５議案につきまして説明申し上げましたが、十分御審議のうえ、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせて

いただきます。よろしくお願いします。
○議長（福谷　洋君）
　提案理由の説明が終わりました。
　これより、質疑を行います。
　上程中の５議案に対する質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
○議長（福谷　洋君）
　質疑なしと認め、質疑を終わります。
　ただいま議題となっております５議案については、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（福谷　洋君）
　異議なしと認めます。よって、議題となっております５議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。
～日程第４７　請願第１号及び日程第４９、請願第３号～
○議長（福谷　洋君）
　日程第４７、請願第１号「米価対策に関して政府に意見書提出を求める請願」から日程第４９、請願第３号「「避難計画の実効性が確保されるまで原発の再稼働をおこなわないこと」の意見書を政府に対して提出することを求める請願」までの３件を一括議題とします。
　本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。
　お諮りします。
　議案審査のため、明日５日から１１日までの７日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（福谷　洋君）
　異議なしと認めます。よって、明日５日から３月１１日までの７日間、休会とすることに決定しました。
　以上をもって、本日の日程は全て終了しました。
　本日は、これをもって散会します。

（午前１１時４９分　散会）

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員